

国立天文台企画会議規則

平成28年10月 7 日

国 天 規 則 第 24 号

(設置)

第1条 国立天文台に、国立天文台企画会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 運営にかかる企画・立案に関する事項
- 二 プロジェクト室及びセンター等組織の設置改廃に関する事項
- 三 職員の配置等人事計画に関する事項（無期転換を伴うポスト配分・契約更新、定年制移行職員への登用及び定年年齢を超える雇用を含む。）
- 四 施設・設備の計画・整備に関する事項
- 五 施設・設備の点検・評価及び使用面積の再配分・有効活用に関する事項
- 六 その他台長が運営に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 台長
- 二 副台長
- 三 技術主幹
- 四 研究連携主幹
- 五 事務部長
- 六 人事企画室長

2 台長は、必要に応じ、必要な期間指名する者を前項の構成員に加えることができる。

(議長)

第4条 会議に議長を置き、台長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、前条各号に掲げる者のうち、あらかじめ台長が指名するものがその職務を代理する。

(議題整理及び議事進行)

第5条 会議の議題整理及び議事進行は、副台長（総務担当）が行う。

(開催)

第6条 会議は、必要に応じて開催する。

2 会議は、財務委員会と合同で開催することができる。

(議事)

第7条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 会議は、必要に応じて構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(審議事項の報告)

第9条 第2条の規定に基づき審議された事項は、必要に応じ速やかに幹事会議に報告する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、事務部総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。